

学校いじめ防止基本方針

盛岡市立河北小学校
令和6年3月1日改定

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は、学校教育目標に掲げる「明るく、思いやりのある子ども」を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条】

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

Ⅱ いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導について

- (1) 学級や学年，学校が児童の心の居場所となるよう配慮し，安心・安全な学校生活を保障するとともに，児童が互いのことを認め合ったり，心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため，児童一人ひとりが活躍し，認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) すべての教師がわかりやすい授業を心がけ，基礎・基本の定着を図るとともに，学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (4) 児童の豊かな情操と道徳心を培い，心の通う対人関係能力の素地を養うため，全ての教育活動を通じて，道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として，道徳，学級活動等の充実に努める。
- (6) 保護者，地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ，いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。
- (7) 日常の子どもたちの様子（家庭・地域・友達関係等）について情報を提供する。

2 児童に培う力とその取組

- (1) 自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ，生きていることを理解し，他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や児童会活動などの場を活用して，児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え，主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し，望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに，違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等を通して，児童一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

3 いじめの防止等の対策のための組織

本校は，いじめの防止等を実効的に行うため，次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

校長，副校長，教務主任，生徒指導主事，養護教諭，特別支援コーディネーター，必要に応じて学級担任等

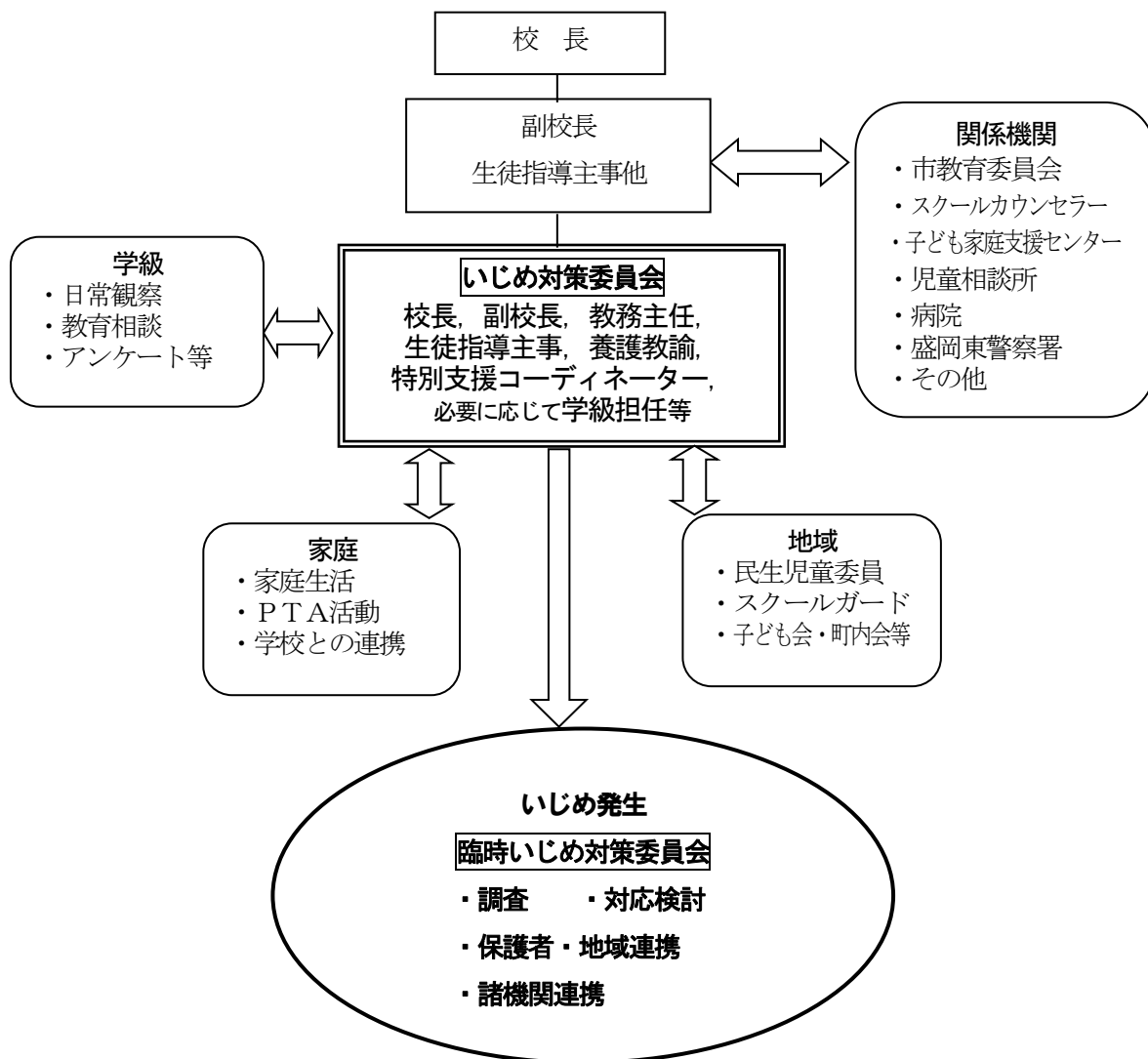
(2) 取組内容

- ①いじめ防止基本方針の策定，年間指導計画の作成（道徳教育の全体計画への位置づけ）
- ②いじめにかかわる研修会の企画立案
- ③未然防止，早期発見の取組
- ④アンケート及び教育相談の実施と結果報告（各学級・学年の状況報告等）
- ⑤いじめ防止にかかわる児童の主体的な活動の推進

(3) 開催時期

- ・月1回の職員会議と併設する。「児童の様子交流（生徒指導情報交換）」として行う。
 - ・いじめに関するアンケート等の集約、共通理解時に「いじめ対策委員会」を行う。
 - ・いじめ事案の発生時は緊急に「臨時いじめ対策委員会」を開催し、事態の収束まで随時開催とする。
- ※ 「いじめ対策委員会」、「臨時いじめ対策委員会」について、適切に記録し保管すること

(4) 組織図



4 児童の主体的な取組例

- (1) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会行事や取組

例：あいさつ運動 なかよしタイム 誕生日集会 等

- (2) 児童会を中心とした取組

例：校内いじめ防止標語 ポスターの作成 「STOPいじめ作戦」 等

5 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針について、PTA総会資料に添付するなどして周知に努める。

- (2) PTAの各種会議の中で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。

- (3) いじめ防止等の取組について、学年通信を通じて保護者に協力を呼びかける。

例：「いじめのサインに敏感に！」：元気がない、体調不良、食欲不振、持ち物がなくなる等、いつもと違う子どもの変化に気づいてもらうための内容 など

- (4) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。

誕生集会 感謝集会

- (5) いじめに等学校生活において心配されることについて定期的に保護者・児童アンケートを実施し、いじめの実態把握を行う。

- (6) 民生児童委員等との懇談会・交流会で、学校いじめ防止基本方針について説明したり、情報交換をしたりする。

6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめの問題にかかわる校内研修会-----年1回（校内研究会時）

- (2) いじめ問題への取組についてのチェックポイントによる自己診断-----年2回（6月、11月）

Ⅲ いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くように心がける。

- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童の表情や行動の変化にも配慮する。
(学級担任は、日記や生活ノート等も活用する)

- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもちろん、休み時間や放課後においても児童の様子に目を配るよう努める。

- (4) 遊びやふざけあいのように見えるいじめ等、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。

- (5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が速やかに予防的介入を行う。

- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、児童や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 児童を対象としたアンケート調査 年2回
 - ① 6月 「こころとからだなかよしアンケート」(学校独自)
 - ② 9月 「心とからだの健康観察」(県教委)
 - ③ 11月 「いじめに関するアンケート」(市教委)
- (2) 保護者を対象としたアンケート調査 年1回
 - ① 11月 「いじめに関するアンケート」(市教委)
- (3) 教育相談を通じた児童からの聞き取り調査
 - ① 6月の「こころとからだなかよしアンケート」9月「心とからだの健康観察」、11月「いじめアンケート」の後、児童全員と個別面談を行い、聞き取り調査および問題解決に向けての手立てをとる。
 - ② その他、随時実施

3 相談窓口の紹介

いじめられている児童が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。

本校におけるいじめの相談窓口を下記のとおりとする。

ゴールデンウィークおよび、長期休業中におけるくらしのきまりに公的機関の相談窓口連絡先を掲載し周知を図る。

- 日常のいじめ相談(児童及び保護者)・・・・・・・・全教職員が対応
- スクールカウンセラーの活用・・・・・・・・養護教諭・生徒指導主事
- 地域からのいじめ相談窓口・・・・・・・・副校長
- インターネットを通じて行われるいじめ相談・・学校または所轄警察署

《関係機関設置の窓口》

- ・岩手県24時間いじめ相談電話(24時間対応)・・・・・・・・019-623-7830
- ・盛岡教育事務所ふれあい相談電話・・・・・・・・019-629-6744
- 子ども相談室・・・・・・・・019-651-7830
- ・岩手県総合教育センターふれあい電話・・・・・・・・0198-27-2331
- ・盛岡地方法務局いじめ110番子ども人権110番・・・・・・・・0120-007-110
- ・盛岡保健所ティーンズダイヤル・・・・・・・・019-653-7787
- ・全国24時間子供SOSダイヤル(無料)・・・・・・・・0120-0-78310
- ・特定非営利活動法人チャイルドライン(16~21時無料)・・0120-99-7777

IV いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 情報を共有し、教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、校長以下すべての教員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた児童の心を癒すために、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、児童に懲戒を加える。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、当該教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、当該教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン・携帯電話・スマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。
- (4) 情報モラル（ネットいじめ・被害を含む）に係る授業を開催し、ネット利用の注意点等を理解する場を設定する。

6 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること
 - ・いじめられている児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3カ月継続していること
- (2) いじめられている児童が、心身の苦痛を感じていないこと
 - ・いじめを受けた児童及びその保護者に対し、心身の苦痛をかんじていないかどうかを面談等により確認すること

教職員は、3カ月が経過するまでは、状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、3カ月の期間を設定して状況を注視する。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 【いじめ防止対策推進法第28条①】

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（当該教育委員会）に報告する。
- (2) 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

3 重大事態の調査

■学校が調査の主体となる場合

設置者の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 被害児童及び保護者等に対し、調査方針等の説明を行う。
- (4) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (5) 調査結果を学校の設置者に報告する。
- (6) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。※関係者の個人情報に配慮する
- (7) いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (8) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

■学校の設置者（当該教育委員会）が調査の主体となる場合

設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめの未然防止にかかわる取組に関すること
- いじめの早期発見にかかわる取組に関すること